

社会福祉法等の一部を改正する法律の 施行に伴う主な政省令事項について

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う主な政省令事項について

1. 政令で規定する事項

(1) 会計監査人設置の基準(社会福祉法施行令第13条の3)

- 会計監査人設置の基準を、最終会計年度の収益30億円／負債60億円を超える法人と規定する。

※ 一定の基準を満たす法人は、理事の適正な職務執行を確保するための体制を整備するため、理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制等について理事会で決定する必要があるが、当該基準について、会計監査人設置の基準と同じ基準とする。

(2) 評議員数に関する経過措置(整備政令第4条)

- 評議員に関する経過措置(3年間は4人以上とするもの)の対象となる法人の基準を、収益4億円を超えない法人と規定する。

※ 平成28年度に設立された法人については、収益額は0であるものとして、全て経過措置の対象とする。

(3) 社会福祉法人等の資産の総額の変更に係る登記の期限の変更(組合等登記令の一部改正) (組合等登記令第3条)

- 資産の総額に変更があったときの登記の期限について、会計年度の終了後「二月以内」としているものを「三月以内」と改正する。

2. 省令で規定する主な事項

(1) 評議員等と特殊の関係を有する者(社会福祉法施行規則第2条の7等)

- 評議員等と特殊の関係があることにより、評議員等になることが制限される者について、公益認定法の規定に準拠し、事実婚の関係にある者、評議員等の使用人となっている者、支配している他の法人の役員である者等を規定する。

※ 法律(改正後の社会福祉法)では、特殊の関係を有する者として、配偶者及び三親等以内の親族が規定されている。

(2) 控除対象財産額(社会福祉法施行規則第6条の14)

- 控除対象財産額を算出するために合計する財産として、事業の継続に必要な財産(社会福祉事業等の実施に必要な財産、当該財産のうち固定資産の再取得等に必要な額に相当する財産及び最低限必要な運転資金)を規定する。(詳細及び係数については通知に記載)

(3) 社会福祉充実計画(社会福祉法施行規則第6条の15等)

- 社会福祉充実計画について、
 - ・ 計画への記載事項(法人の基本情報や資金計画等)
 - ・ 計画の変更に当たって、所轄庁の承認を要さず、届出のみで足りる軽微な変更事項(事業の種類、実施地域、実施期間や、社会福祉充実計画に係る重要事項以外のもの)などの基本的事項を規定する。(詳細については通知に記載)

3. 施行期日

平成29年4月1日

社会福祉法人制度改革に伴う定款変更 及び法人運営の見直し等について

(参考1) H28.7.8 社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料2の一部改訂版：4～36P

(参考2) 平成28年10月21日 第5回社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会資料3：37～43P

(参考3) 社会福祉法人における情報の公表について：44～45P

社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更のポイント①

1. 定款例の趣旨

- 現行の社会福祉法人定款準則についても、例示であったが、今回、その点を明確化する観点から、社会福祉法人定款例と名称を変更したものである。
- 社会福祉法人定款例は、各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。

2. 定款の確認方法

- 定款変更認可時の確認においては、定款において定めることが必要な事項が書かれているか、又はその内容が法令に沿ったものであるかを確認すること。
 - ※1 少なくとも、定款例と同じ内容であれば、問題はないこと。
 - ※2 法令上で規定されているものについては、定款上で定めがなくても、当然に適用されること。
- また、定款変更認可時の確認については、関係法令・通知等並びに定款例の各条項の記載例及び備考について留意するとともに、「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に関するQ&A」を参考とすること。

(租税特別措置法第40条の特例の適用)

- ・ 租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるに当たっては、社会福祉法人が受贈法人として国税庁長官の非課税の承認を受けるにあたっての留意事項を参考とすること。ただし、租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるか否かは各法人の判断であり、所轄庁が一律に指導するものではないことに留意することが必要であること。

社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更のポイント②

区分	説明	定款例における該当条項
<p>必要的記載事項</p>	<p>必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等）</p> <p>※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第1条（目的）、第2条（名称）、第4条（事務所の所在地） ○第2章 評議員、第5条（評議員の定数）、第6条（評議員の選任及び解任）、第8条（評議員の報酬等） ○第3章 評議員会 ○第4章 役員及び職員、第15条（役員の定数）第1項 ○第5章 理事会 ○第6章 資産及び会計、第28条（資産の区分）、第29条（基本財産の処分） ○第7章 解散、第36条（解散）、第37条（残余財産の帰属） ○第8章 定款の変更、第38条（定款の変更） ○第9章 公告の方法、第39条（公告の方法） ○附則（設立当初の役員及び評議員※）※評議員の記載は、平成29年4月1日以降に設立された法人に限る。
<p>相対的記載事項</p>	<p>必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○評議員補欠の任期（第7条備考の第2項部分） ○評議員会の決議事項における理事及び監事の報酬等の額（第10条(2)） ○会計監査人に関する事項（第4章題、第15条目次及び第4項、附則） ○理事長及び業務執行理事の理事会への報告頻度（第17条備考の第3項部分） ○役員補欠の任期（第19条備考二の第2項部分） ○理事会の招集権者（第25条） ○理事会の決議の省略（第26条第2項） ○公益及び収益を目的とする事業を行う場合の資産の区分（第28条備考）
<p>任意的記載事項</p>	<p>法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第3条（経営の原則等） ○第7条（評議員の任期） ○第9条（構成）、第10条（権限）、第11条（開催）、第12条（招集）、第13条（決議）、第14条（議事録） ○第16条（役員の選任）、第17条（理事の職務及び権限）、第18条（監事の職務及び権限）、第19条（役員の任期）、第20条（役員の解任）、第21条（役員の報酬等）、第22条（職員） ○第23条（構成）、第24条（権限）、第26条（決議）第1項、第27条（議事録） ○第30条（資産の管理）、第31条（事業計画及び収支予算）、第32条（事業報告及び決算）、第33条（会計年度）、第34条（会計処理の基準）、第35条（臨機の措置）

社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更のポイント③

＜相対的記載事項の例＞ ※定款例で記載されているものを含む。

【役員等関係】

- 会計監査人の設置（法第36条第2項）
- 評議員の任期の伸長（法第41条第1項但書）
- 評議員の補欠の任期（法第41条第2項）
- 役員任期の短縮（法第45条）

【評議員会関係】

- 評議員会の決議事項の追加（法第45条の8第2項）
- 評議員議題提案権における請求期間（法第45条の8第4項において準用する一般法人法第184条）※下回る場合のみ可
- 評議員議案提案権における評議員の賛成割合（法第45条の8第4項において準用する一般法人法第185条）※下回る場合のみ可
- 評議員議案通知請求権における評議員の賛成割合（法第45条の8第4項において準用する一般法人法第186条第2項）※下回る場合のみ可
- 評議員による所轄庁の許可を得ての評議員会の招集に当たっての評議員会の招集通知発出期間（法第45条の9第5項第2号）※下回る場合のみ可
- 評議員会における評議員の出席割合及び決議割合（法第45条の9第6項）※上回る場合のみ可
- 評議員における特別決議の割合（法第45条の9第7項）※上回る場合のみ可
- 評議員会の招集通知の期間の短縮（法第45条の9第10項において準用する一般法人法第182条第1項）

【理事会関係】

- 理事会における理事の出席割合及び決議割合（法第45条の14第4項）※上回る場合のみ可
- 理事会議事録に署名又は記名押印をする者の変更（法第45条の14第6項）※「出席した理事及び監事」から「出席した理事長及び監事」への変更
- 理事会の収集通知の期間の短縮（法第45条の14第9項において準用する一般法人法第94条第1項）
- 理事会の決議の省略（法第45条の14第9項において準用する一般法人法第96条）

【役員等の損害賠償責任関係】

- 理事会による免除に関する定め（法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項及び第4項）
- 非業務執行理事等における責任限定契約（法第45条の20第4項において準用する一般法人法第115条第1項）



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

H28.11.28社会福祉法人制度改革
の施行に向けた全国担当者説明会

資料7

「地域における公益的な取組」 について

「地域における公益的な取組」が求められる背景

福祉ニーズの
多様化・複雑化

- 社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度(=社会福祉事業)では十分に対応できない者(※)に対する支援の必要性が高まっている。
※生計困難者、独居高齢者、認知症高齢者 など

社会福祉法人
の役割

- 多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対しては、様々な事業主体が各々の創意工夫により、それぞれ対応していくことが必要。
- その中で社会福祉法人については、その本旨に従い、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる。

社会福祉法人
の本旨

- 社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、**既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人**(社会福祉法第24条)

社会福祉法人の
本旨に基づき
無料又は低額な料
金により福祉サー
ビスを提供する
責務の新設

- 営利企業等では実施することが難しく、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを提供すること、すなわち、既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業の実施が求められる。
※現行制度においても、社会福祉法人は、高齢者の生活支援、成年後見人受任事業など様々な事業を、無料又は低額な料金により展開している。
 - 規制改革実施計画(閣議決定)においては、こうした社会福祉法人の在り方を徹底する観点から生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施の義務付けを求めている。
- ⇒ **日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として位置付け**

「地域における公益的な取組」について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。



- **社会福祉法人の地域社会への貢献**

⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

「地域における公益的な取組」の考え方について

【「地域における公益的な取組」について(平成28年6月1日社援基発0601 第1号)】(抜粋)

- 次の事例は、「地域における公益的な取組」の該当性について、法人等が判断する場合の参考として考え方を示すものであり、個々の取組については法人が地域の福祉ニーズを踏まえつつ、法律の趣旨に則して判断。
- なお、①「地域における公益的な取組」は以下の例に限定されるものではないこと、②「地域における公益的な取組」に該当しない場合であっても、法人が行うことができる公益事業に該当する場合があることがあり得ることに留意。

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

- ・ 地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動は該当し得るが、当該法人の施設・事業の入所者・利用者と住民との交流活動は、法人事業の一環として行われるものであり「地域における公益的な取組」には該当しない。
- ・ 環境美化活動や防犯活動は、法人が自主的に取り組むことが出来るものであるが、地域社会の構成員として行う活動であり、「地域における公益的な取組」には該当しない。

② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とするものに対する福祉サービスであること

- ・ 要支援・要介護高齢者に対する入退院支援などは該当し得るが、自ら移動することが容易な者に対する移動手手段の提供などは法人が自主的に取り組むことが出来るものであり、「地域における公益的な取組」には該当しない。
- ・ 子育て家族への交流の場の提供は該当し得るが、地域住民に対するグラウンドや交流スペースの提供は法人が行い得るものであり、「地域における公益的な取組」には該当しない。
- ・ 家庭環境により十分な学習機会のない児童に対する学習支援を目的としたものは該当し得るが、一般的な学力向上を主たる目的とした学習支援は法人が自主的に取り組むことが出来るものであり、「地域における公益的な取組」には該当しない。

③ 無料又は低額な料金で提供されること

- ・ 自治体の委託事業を受託して費用の補填を受けている場合は該当しないが、法人独自に付加的なサービス提供を行っている場合は該当し得る。
- ・ 法人が介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するものについては該当する。

各地で取り組まれている「地域における公益的な取組」の実践事例

○ 「地域における公益的な取組」については、地域の実情に応じて現に多様な取組が行われているが、例えば以下のような取組事例がある。（各法人の実際の取組事例から参照。）

	高齢者の住まい探しの支援	障害者の継続的な就労の場の創出	子育て交流広場の設置	複数法人の連携による生活困窮者の自立支援	ふれあい食堂の開設
地域が抱える課題	加齢により転居を希望する高齢者の存在	商店街の閉鎖、障害者の就労の場の確保	子育てで孤立する母親の存在	雇用情勢の悪化による生活困窮者の増加	地域で孤立する住民の増加
対象者	高齢者	障害者や高齢者	子育てに悩みを抱える母親	生活困窮者	社会的に孤立する者
取組内容	高齢者の転居ニーズと、不動産業者のニーズをマッチングし、法人が転居後も生活支援を継続することにより、不動産業者が安心して高齢者に住まいを賃貸できる環境づくりを実施。	行政や市場関係者の協力を得て、スーパーマーケットを開設するとともに、そこで障害者等が継続的に就労。	施設の地域交流スペースを活用し、保育士OBや民生委員等のボランティアと連携することにより、子育てに関する多様な相談支援を行うとともに、近隣の子どもに対する学習支援を実施。	複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWiによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。	地域住民が気軽に集える「ふれあい食堂」を設置するとともに、管理者として介護支援専門員を配置し、相談支援や地域の子育てママと子どもとの交流会、ボランティアに対する学習会などを実施。
取組による主な効果	高齢者が地域で安心して暮らせる環境の整備、空き家問題の解消	障害者の就労促進、「買い物難民」問題の解消	子育てママの孤立感の解消、地域交流の促進	生活困窮者の自立促進	地域で孤立する住民の孤独感の解消、住民相互の支えあいによる取組の促進

改正社会福祉法第24条第2項について

- 社会福祉法人は、税制優遇措置が講じられている公益性の高い法人として、社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすのみならず、他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することが求められる法人であり、こうした公益性・非営利性を備えた法人本来の在り方を徹底する観点から、この本旨を明確化し、責務として位置付けたもの。
- 既に全国の社会福祉法人において実施されているものも多くあり、本責務規定の創設をもって、必ずしも新たな取組の実施を義務付けるものではない。
- その取組内容は、法人の経営方針や地域の福祉ニーズに応じて様々であることが考えられるが、法24条第2項の規定に反しない限りは、法人の自主性に委ねられるべきものであることに留意が必要。

【地域の福祉ニーズ】

